

所得金額の確認

昨年一年間（1～12月）の所得の種類は？

給与収入のみ

年金収入のみ

営業、農業などの
事業所得がある

給与と年金など、
複数の所得があった

事業所得があり、
専従者控除がある

通常の所得のほかに、
譲渡所得などの
分離申告を行った

収入が
なかった

【源泉徴収票】
※見本①

をご用意ください。

【公的年金等の源泉徴収票】
※見本②

をご用意ください。

【確定申告書】※見本③
または
【市民税県民税申告書控】※見本④

をご用意ください。

所得資料を準備いただく必要はありませんが、

- ・どなたかの扶養として申告済みである
- ・無収入の申告を行っている

のいずれかであるかどうかご確認ください。

このファイルでは試算することができないため、確定申告書の控えなど、前年の収入・所得がわかるものをご用意いただいた上、窓口までお問い合わせいただくか、来庁いただくことをおすすめします。

担当：盛岡市市民部健康保険課受付賦課係
所在地：盛岡市内丸12-2 盛岡市役所別館1階

注1：退職所得は国保税の計算上、原則非課税収入となるため、前年の所得には含まれません。

下図の **○** 部分が所得金額となります。

見本① 【源泉徴収票】

令和 年分 給与所得の源泉徴収票														
支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)												
		(個人番号)												
		(役職名)												
		氏名 (フリガナ)												
		氏名												
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額						
	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数			特別			非居住者			
有	控除額	特定	老人	その他	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別	
有	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	控除額	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額						
円		円			円			円			円			
(摘要)														
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		円		
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		円		
住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		円		
(フリガナ)		氏名		区分		配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額		旧長期損害保険料の金額		円		
個人番号		氏名		区分		配偶者の合計所得		基礎控除の額		所得金額調整控除額		円		

給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が給与所得金額となります。こちらの金額を試算シートに入力してください。

この欄に数字の記載がない場合には試算シートで計算ができませんので、担当課までお問い合わせください。

見本②【公的年金等の源泉徴収票】

平成27年分 公的年金等の源泉徴収票		源泉徴収票の見方	
支払を受ける者 住所 または 居所 氏名 生年月日		1. 「支払金額」欄は、平成27年中(平成28年1月にお支払を含む)にお支払いした金額で、源泉徴収税額及び復興特別所得税と社会保険料を差し引く前のもの ※「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。	
区分	支払金額	源泉徴収税額	
法203条の3第1号適用分	円	円	
法203条の3第2号適用分	円	円	
法203条の3第3号適用分	円	円	
法203条の3第4号適用分	円	円	
年金の種類別			
特別障害者			
その他障害者			
特別障害者			
その他障害者			
有			
無			
老人控除対象配偶者の有無			
有			
無			

年金所得のある方は、所得を概算する必要があります。

公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の部分を下の表の【支払金額の合計額】へ入力し、所得金額をお調べください。

複数の年金がある場合は、すべての公的年金収入の合計額を入力してください。

次の表が年金所得の概算表です。緑色の枠内に金額、年齢を入力してください。

※「～万円」など、数字以外の文字が記入されていると計算ができませんので、数字で記入してください。(例1000000)

すべての公的年金等の源泉徴収票内の支払金額の合計額を入力してください	3,000,000	円
令和7年1月1日時点のご年齢を入力してください	67	歳
(事業所得や給与所得がある方は)公的年金以外の合計所得金額を入力してください	0	円

年金所得のみの方は、こちらの年金所得金額を試算シートに入力すると国保税の概算ができます。

年金以外の所得がある場合は、この年金所得とそのほかの所得金額の合算額を試算シートへ入力してください。

入力された情報から公的年金の所得金額を概算すると、令和6年中の年金所得は

1,900,000 円 くらいです。

(※こちらの結果は概算になりますので、正確な金額については申告資料や市・県民税の通知をご確認ください)

下図の ○ 部分が所得金額となります。

見本③ 【確定申告書】

税務署長		令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書		FA2202	
納税地	〒	個人番号 (マイナンバー)	生年月日		
現在の所住又は居所事業所等	フリガナ		氏名		
令和1年1月1日現在の住所	職業	雇号・雇号	世帯主の氏名	世帯主との続柄	
振替継続希望	種類	黄色	復興	国出	損失
特異の表示	特異	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯	番号
収入金額等	事業等	①	課税される所得金額	⑩	000
	農業	②	(10-11)又は第3表上の⑩に対する税額又は第3表の⑩又は第3表の⑩	⑪	
	不動産	③	配当控除	⑫	
	配当	④		⑬	
	給与	⑤		⑭	
	公的年金等	⑥	政党等寄附金等特別控除	⑮	
	雑業務	⑦	住宅耐震改修特別控除等	⑯	
	その他	⑧	業引所得税額	⑰	
	短期	⑨	災害減免額	⑱	
	長期	⑩	再差引所得税額(基準所得税額)	⑲	
所得金額等	事業等	①	復興特別所得税額	⑳	
	農業	②	所得税及び復興特別所得税の額	㉑	
	不動産	③	外国税控除等	㉒	
	利子	④	源泉徴収税額	㉓	
	配当	⑤	申告納税額	㉔	
	給与	⑥	予定納税額(第1期分・第2期分)	㉕	
	公的年金等	⑦	第3期分の納める税金の税額	㉖	00
	雑業務	⑧	修正前の第2期の税額(通付の場合)	㉗	
	その他	⑨	第2期の税額の増加額	㉘	00
	⑦から⑩までの計	⑩	公的年金等以外の合計所得金額	㉙	
総合課税・一時所得の⑪⑫⑬の合計	⑪	配偶者の合計所得金額	㉚		
⑩から⑭までの計+⑪⑫⑬	⑫	専従者給与(控除)種の合計額	㉛		
社会保険料控除	⑬	青色申告特別控除額	㉜		

所得金額の合計を試算シートに入力してください。

第一表 (令和四年分以降)

人をお忘れなく。

納税

住民

下図の **○** 部分が所得金額となります。

見本④【市民税県民税申告書】

令和 年度 市民税 県民税 (国民健康保険税) 申告書		課税番号	職員記入欄(郵送)	
盛岡市長様		令和5年1月1日現在の住所 盛岡市	フリガナ	
令和 年 月 日 提出		電話番号(自宅・勤務先・携帯)	氏名	
収入がなかった場合は、裏面に記入してください。(遺族・障害年金のみの場合も含む) ※扶養している家族がいた場合は、裏面C・D・G欄も記入してください。		収入の生ずる場所又は収入の支払者の氏名・名称	収入金額	
A 収入の内訳	収入の種類	収入金額	円	
	B 所得控除の内訳(社会保険料等支払額)		円	
	② 医療費除	支払った医療費等	円	
	⑬ 社会保険料除	保険金などで補填される金額	円	
		社会保険(天引き分を含む)	円	
		国民健康保険		
		後期高齢者医療保険		
		国民年金		
	⑮ 生命保険料除	介護医療保険料支払額	円	
		介護医療保険料支払額	円	
介護医療保険料支払額		円		
⑯ 地震保険料除	地震保険料支払額	円		
	旧長期損害保険料支払額	円		
C 所得控除の内	⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親、ひとり親、勤労学生控除	円		
	⑳ 障害者控除	円		
E 収入金額等	事業	営業等	ア	
	業	農業	イ	
	業	不動産	ウ	
	利	子	エ	
	配	当	オ	
	給	与	カ	
	F 所得金額	公的年金等	キ	
		業	務	ク
		その他	ケ	
		短期	コ	
	長期	サ		
	一時	シ		
G 社会保険料控除	事業	営業等	①	
	業	農業	②	
	不動産		③	
	利	子	④	
	配	当	⑤	
	給	与	⑥	
	公的年金等		⑦	
	業	務	⑧	
	その他		⑨	
	合計(⑦+⑧+⑨)		⑩	
総合譲渡・一時		⑪		
合計(①～⑥+⑩～⑪)		⑫		

所得金額の合計を
試算シートに入力してください。